

令和7年度

# 地域安全活動の手引き

～犯罪に遭わない安全な地域社会をめざして～



「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり

滋 賀 県 警 察

## 地域安全連絡所責任者・地域安全指導員の皆様へ

皆様には、大変お忙しい中、地域安全連絡所責任者・地域安全指導員をお引き受けいただき、ありがとうございます。

さて、滋賀県における令和6年の犯罪情勢は、刑法犯認知件数が8,147件と、3年連続の増加となりました。

地域安全連絡所は、安全で住みよい地域社会を実現するための活動拠点です。地域の安全は、各地域にお住まいの方々お一人おひとりの防犯に対する認識とその行動によってはじめて達成されるものです。

そのためには、皆様のご協力・お力が必要です。

警察署、地域の交番及び駐在所並びに防犯自治会等から発信する防犯情報などを、住民の行動変容を促すため、地域にお住まいの方々へ周知していただいたり、地域住民の困りごとなどの意見・要望を取りまとめて、連絡していただくなど、行政機関と地域住民とを繋ぐパイプとしての役割を担っていただき、地域住民の安全と防犯意識の向上に向けた活動にご尽力いただければと思います。

この手引きは、皆様が地域安全連絡所責任者・地域安全指導員として、各地域の方々への情報提供や防犯アドバイスをする際に役立てて下さい。

警察としては、県民の皆様の安全・安心な地域社会実現のため、危険箇所や犯罪発生状況等の情報や被害防止のためのノウハウ等持てる情報を可能な限り提供し、皆様とともに活動させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

# も く じ

## ● 犯罪等類型別の対策

① 子どもの安全対策	・・・P1
② 女性が安全に暮らすために	・・・P2
③ 空き巣等住宅侵入窃盗	・・・P3
④ 自動車盗・車上ねらい・部品ねらい	・・・P4
⑤ 自転車盗・オートバイ盗	・・・P5
⑥ 特殊詐欺・闇バイト対策など	・・・P6
⑦ 悪質商法	・・・P8
⑧ サイバー犯罪被害防止	・・・P10
⑨ 少年の非行・被害防止	・・・P12

## ● 参考資料

○ 防犯ボランティア活動	・・・P14
○ 子ども安全リーダーの委嘱及び活動	・・・P15
○ 子ども110番の家の設置	・・・P15
○ 防犯アプリの登録など	・・・P16
○ 相談機関等一覧表	・・・P17

# 1

## 子どもの安全対策

令和6年中に警察が認知した子ども（小学生以下）が対象となる声かけ事案等は、222件（前年比-18件）と前年よりも減少しました。

子どもを対象とした声かけ事案等は、下校中の15時から16時台に一人である時に最も多く声をかけられていることから、子どもだけの外出には注意が必要です。

### ● 子どもに守らせる「5つの約束」

- ・ 一人では遊びません。
- ・ 知らない人にはついていきません。
- ・ 連れて行かれそうになったら、大きな声で助けを呼びます。
- ・ 誰と、どこで遊ぶか、何時に帰るか、お家の人に言ってから出かけます。
- ・ お友達が連れて行かれそうになったら、大人の人にすぐ知らせます。



### ● 保護者の方、子どもを見守る地域の方々へ

- ・ 子どもに対する事件事故は、いつどこで発生するかわかりません。常日頃から子ども自身の防犯意識を高めて、「危険をいち早く察知し、避難する能力」を持たせることが重要です。子どもを守るためには、地域住民の協力が不可欠になります。

### ● 地域でできること

- ・ 子どもたちの登下校時間に合わせ、「ながら見守り」を実施する。（犬の散歩やウォーキング、自宅周囲の掃除など、屋外での活動を登下校時間に合わせるなど）
- ・ 見知らぬ不審者を見かけたら、直ぐに警察に相談・通報する。



## 2

# 女性が安全に暮らすために

令和6年中の痴漢や不同意わいせつ等の女性を対象とした性犯罪は、373件（前年比+85件）と増加しました。

痴漢は、朝の通勤時間帯の電車内や夜間の路上での被害、ショッピングセンターなどの店舗内でも多く発生しています。



### ● 女性が安全に暮らすためのチェックポイント

- ・ 通勤や通学に使う経路に危険な場所はないか。  
（夜間は、街灯が明るい人通りの多い場所を選ぶ）
- ・ 夜間の一人歩きや携帯電話、音楽プレーヤーなどを聴きながらの歩行はしない。  
（周囲に迫る危険に気付くのが遅れる）
- ・ 女性の一人暮らしの場合は、一人暮らしとわからない工夫をする。  
（下着は外に干さない。在宅時でも必ず戸締まりをする。来訪者はドアスコープで確認して対応する）



### ● 日頃からの心構え

- ・ SNSやブログ等のサイトで知り合った相手等との交流は注意する。（トラブルに巻き込まれる恐れがある）
- ・ 男女間のトラブルは一人で悩まず、早めに家族や信頼できる第三者、警察に相談する。  
（相手に対して、あいまいな態度はとらず、断固拒否の姿勢を示す。被害の状況を記録する）



# 3

## 空き巣等住宅侵入窃盗

令和6年中の住宅侵入窃盗被害（※空き巣、忍込み、居空き）は、201件（前年比+61件）と増加しました。

被害の多くが一戸建て住宅であり、そのうち半数以上は、無施錠の玄関や窓などから侵入されて被害に遭われています。

自宅の鍵かけを徹底しましょう。

### ● 泥棒に入られないための安全対策

- ・ 短時間の外出や在宅時でも確実に戸締まりをする。
- ・ 建物の周囲に死角を作らず、センサーライト等で明るくして、防犯カメラを取り付ける。（警備会社による機械警備も検討する）
- ・ 出入口は、ピッキングに強い錠、割れにくい防犯ガラスが効果的。



（泥棒は侵入に時間がかかるのを嫌がる。ホームセンターなどで購入できる防犯対策グッズを活用する）

- ・ アパートや集合住宅等、出入りが自由にできる場合は、知らない人にも、「一声」挨拶する。（泥棒は顔を見られることを極端に嫌がる）

### ● 強盗対策について

泥棒に入られないための対策は強盗対策として効果的です。鍵かけを徹底しましょう。

- ・ 訪問者には、ドアスコープやインターフォンで確認する。
- ・ 外出から帰宅したときは、周囲に人がいないか確認する。
- ・ 自宅に多額の現金を置かない。
- ・ 電話で在宅状況や家族構成、資産状況を聞かれても絶対に答えない。

（詐欺の被害防止にもなる）



# 4

## 自動車盗・車上ねらい・部品ねらい

令和6年中の自動車盗被害は56件(+17件)、部品ねらいの被害は134件(前年比+35件)で、そのうち半数以上の73件がナンバープレートを盗まれる被害となっています。

車上ねらいの被害は263件(前年比-51件)と減少していますが、被害の約56%が無施錠で被害に遭われています。

### ● 被害に遭わないために

- ・ 車内に貴重品やエンジンキー、荷物等を置かない。(上着が置いてあると、その下に貴重品があると狙われる)
- ・ 短時間でも車から離れるときは、エンジンキーを抜き、ドアロックをする。
- ・ エンジンキーがなくても自動車が盗まれることがあるので、車の振動を感知する盗難防止アラーム等を取り付ける。また、ハンドルロックやタイヤロックなどで、盗まれにくい状況をつくる。
- ・ 自動車は、可能な限りシャッター付きの車庫や明るく見通しの良い駐車場に止め、空き地等に放置しない。(照明や防犯カメラの設置がある駐車場を利用する)
- ・ ナンバープレートには盗難防止用ネジを取り付け、取り外せないようにする。(ネジはカーディーラー等で販売あり)
- ・ 被害に遭ったときは、すぐに110番通報をする。



# 5

## 自転車盗・オートバイ盗

令和6年中の自転車盗の被害は1,375件（前年比-10件）、オートバイ盗の被害は110件（前年比+8件）と増加傾向です。

また、自転車盗の約73%が無施錠による被害、オートバイ盗の約45%が鍵を付けたまま被害に遭われています。

### ● 被害に遭わないために

- ・ 車両から離れるときは、短時間でも必ず鍵をかける。
- ・ 自転車についている鍵やオートバイのエンジンキーを抜くだけでなく、ワイヤーロック等を活用してツーロックに努め、鍵が壊れたときはすぐに取り替える。
- ・ 必ず、防犯登録（自転車は自転車防犯登録、オートバイはグッドライダー防犯登録）を行う。



【※自転車の防犯登録については、法律に基づいて義務化となっています。】

- ・ 夜間、自宅に駐輪する場合は、人目につかない自宅の敷地奥などに必ず施錠をして駐輪する。
- ・ 駐輪場には、防犯カメラやセンサーライトを設置する等、防犯対策を講じる。



# 6

## 特殊詐欺・闇バイト対策など

令和6年中の特殊詐欺被害件数は281件（前年比+15件）、被害金額は約7億4,000万円（前年比+約1億1,000万円）と被害件数、被害額ともに増加しました。

また、SNS型投資詐欺の被害件数は111件、SNS型ロマンス詐欺は、141件で被害金額は約20億円にもものぼる被害でした。

特に65歳以上の高齢者だけでなく、若い年代の被害も増加しています。

### ～主な詐欺の手口～

#### ■ SNS型投資・ロマンス詐欺

SNSやウェブサイトの広告などをきっかけに投資を勧誘して金銭をだまし取る。（有名人や投資家などをかたる場合もある）

ロマンス詐欺は、SNS等で知り合った異性などから、恋愛感情を持たせて「結婚資金」「家族の病気」「ビジネスの資金源」などの理由つけて金銭をだまし取り、中には、投資を勧める場合もある。

#### ● 被害防止のポイント

- ・ SNS等でお金のお話が出たら詐欺。
- ・ 会ったこともない人を信用し、お金を送金しない。

「副業」や「投資」  
名目の詐欺には  
注意！！



#### ■ オレオレ詐欺

警察官等を名乗り、「銀行口座が詐欺に使われている」などと、事件捜査名目で、言葉巧みに金銭をだまし取る。

#### ● 被害防止のポイント

- ・ 電話機を留守番電話設定にしたり、詐欺電話撃退装置を取り付ける。
- ・ お金を要求されたら、一旦電話を切り、家族や警察などに連絡をとって事実を確認する。
- ・ 教えられた番号ではなく元の番号に電話して確認する。

## ● 架空料金請求詐欺

電子メール等で、利用した覚えのない有料サイトの登録料や退会料金の代金を ATM での振込みや電子マネー（カード）などで請求し、現金等をだまし取るものです。

## ■ 被害防止のポイント

- ・「電子マネー（カード）の番号を教えて」と言われても、絶対に教えない。また、カード番号の写真を撮らせ、その画像を送らせる手口もあります。
- ・身に覚えのない請求は無視する。

## ● 還付金詐欺

介護保険料や税金還付等に必要な手続きを装って被害者に ATM を操作させ、犯人の口座に現金を振り込ませるものです。

## ■ 被害防止のポイント

- ・お金を還付するのに、ATM の操作を指示することは絶対にありません。
- ・自分で調べた税務署、市役所窓口で連絡をして確認する。

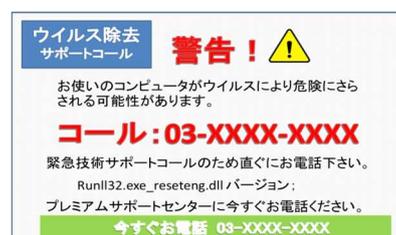


## ● サポート詐欺

- ・パソコンの画面に「ウイルスに感染しました。電話してください。」等と表示され、修理代名目として電子マネーを購入させて、だまし取るものです。

## ■ 被害防止ポイント

- ・表示された電話番号には絶対に電話しない。
- ・ウイルスに感染したと表示しているだけで、実際にウイルスに感染した訳ではないため、パソコンを再起動させる。



## ～闇バイト対策～（犯罪実行者募集情報の特徴）

通常のアルバイト募集に見えても、2つの大きな特徴があります。

- ・X等のSNSで「高額」「即日即金」「ホワイト案件」など、「楽で、簡単、高収入」を強調する。
- ・シグナルやテレグラム等の匿名性が高いアプリに誘導して個人情報を送信させ、脅迫する。



「闇バイト」は、アルバイトではなく犯罪行為です！

# 7

## 悪質商法

悪質商法とは、消費者を相手に、身分を偽ったり、真実に反したことを言ったり、時には強引な方法を用いたりして、質の悪い商品や欲しくない商品・サービスを売りつけるなどの違法・不当な商行為のことで、最近は自然災害関連や投資名目のもうけ話等をうたう手口が増えています。

### ～主な商法の手口～

#### ■ かたり商法

消防署から消火器の点検に来た等とウソを言い、商品を売りつけます。



#### ■ 点検商法

家庭を訪問し、「水道の配管の無料点検に来た」「屋根がわらの無料点検に来た」「床下の無料点検をする」などと言って家の中に入り込めます。そして、点検した後、「水道管が腐っている」「屋根がわらがずれて危険だ」等と偽って、工事を請け負い、高額な請求をします。

#### ■ 訪問購入

通称「押し買い」と呼ばれる悪質商法です。「いらぬ物があれば買い取ります」などと申し向け、古着等の購入を名目に個人宅を訪問し、しつこく居座って貴金属等を安値で強引に買い取ります。

#### ● 悪質商法被害防止のポイント

- ・ 安易なもうけ話や安価な商品購入等のうまい話には乗らない。
- ・ すぐに契約せず、まず家族や友人など信頼できる人に相談する。
- ・ 契約したら、内容を確認し、それを明らかにした書面を受け取る。
- ・ 困ったとき、おかしいと思ったときは、すぐ警察へ通報する。
- ・ 身に覚えのない請求書が送られてきても確認ができるまで、お金を振り込まない。
- ・ クーリング・オフ制度を覚えておく。



## ～クーリング・オフ制度を知ろう！！～

### ☆クーリング・オフ制度とは・・・

特定商取引に関する法律では、電話勧誘による販売も含めて、購入者が契約書等を受領した日から起算して8日以内、マルチ商法・内職商法・モニター商法では20日以内であれば、一部例外を除き、書面によって無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができます。



ちょっと待って！  
まずは契約書をよく  
読んで！！

# 8

## サイバー犯罪被害防止

### ● フィッシング

フィッシングは、メールやショートメッセージ等を使って利用者を偽サイトに誘導し、ID・パスワードや、クレジットカード情報等を入力させて、それらの情報を盗み取る手口です。

メールの内容は、「重要なお知らせ」「本人確認」「不正ログイン」「料金未払い通知」等のように、利用者を焦らせるものになっています。



### ● ID・パスワードを盗み取られたら

- ・ ショッピングサイトで、無断で買い物をされる
- ・ クレジットカードを不正利用される
- ・ 闇サイトで個人情報を売られる。
- ・ パスワードを変更され、アカウントを乗っ取られる

など、悪用されます。

本文に URL のリンクがあるメールやショートメールは「フィッシング」です！！

## ● フィッシングの被害防止ポイント

- ・ メールやショートメール等に記載された URL のリンクをクリックしない。
- ・ メール内容を確認する場合は、正規のサイトやアプリの問い合わせ先に確認する。
- ・ ID・パスワードは、正規のサイトやアプリ以外で入力しない。

## ■ 偽ショッピングサイトに注意！！

商品代金を振り込んでも商品を送って来ない偽ショッピングサイトで、代金をだまし取られる被害が発生しています。

- ・ 商品が安い（手に入りにくい商品がある。大幅な値引きや正規店では入手困難な商品を取り扱っている）
- ・ 支払いが銀行振り込みに限定されている。（個人名義の口座に注意する）
- ・ 通信販売を行う場合は、事業者の氏名（名称）、住所、電話番号を表示する義務があります。（特定商法取引法第 11 条）

## ● 偽ショッピングサイトの被害防止ポイント

- ・ ウイルス対策ソフトを導入する。（危険なサイトであると注意喚起される場合があります）
- ・ 利用者登録や購入手続をする前に、偽ショッピングサイトの特徴ではないかを確認する。
- ・ サイト名、会社名、所在地などの情報をもとに信用できるサイトか予めインターネット等で検索して確認する。



# 9

## 少年の非行・被害防止

将来を担う子どもが豊かな人間性をはぐくみ、規範意識をしっかりと身につけ、非行に走ったり、被害に遭うことなく健やかに独り立ちしていくことは、保護者だけでなく社会全体の願いです。

### ● 初発型非行（万引き、自転車盗、オートバイ盗等）を防止するために

令和6年中に窃盗などの犯罪を犯した刑法犯少年は427人（前年比-96人）と昨年より減少しました。そのうち約7割が中学生・高校生でした。

万引き、自転車盗、オートバイ盗の犯罪は初発型非行と呼ばれ、繰り返すことにより罪悪感が麻痺（まひ）し、大きな犯罪への入口となってしまいますので、小さいころからの非行防止教育が重要です。

- ・ 規則正しい生活習慣を身につけるように教えましょう。
- ・ お店の商品を盗んだり、自転車を盗むことは「窃盗」という犯罪行為であることを教えましょう。
- ・ 被害にあったときの被害者の気持ちを考えさせましょう。
- ・ 子どもの行動をよく観察しましょう。



### ● SNSを悪用した犯罪から子どもを守るために

スマートフォンの普及により、中学生・高校生だけでなく、低年齢層の児童にもインターネットの利用が広まっており、SNS等インターネットをきっかけとして性犯罪などの被害に遭う児童の数は高い水準で推移しています。

子どもにスマートフォンを持たせる際には、被害に遭わないための対策をとり、危険性をしっかりと教えることが重要です。

- ・ 子どもが使用するスマートフォン等には必ずフィルタリングを設定させる。
- ・ 個人を特定されるような情報を書き込むなど、個人情報他人に知らせないように教える。



- ・ 下着姿や裸の写真は絶対に撮ったり、撮らせたりしないように教える。(だまされたりして自分の裸体を撮影させられたうえ、メール等で送らせられる「自画撮り被害」がある)
- ・ SNS等で知り合った人と気軽に会わないよう教える。(性犯罪だけではなく、殺人や強盗などの凶悪犯罪の被害に遭う危険性がある)
- ・ 家族でスマートフォン等を安全に使うためのルールづくりをする。(押しつけではなく、子どもが納得するルールづくりが大切)

よく話し合おう!



## ● 虐待などから子どもを守るために

子どもたちには、まわりの大人が知らない深い悩みを抱えている場合があります。解決できずに心の中で助けを求めていることもあります。

子どもが悩みを抱え続けることがないように、日ごろから、地域の子どもと良好なコミュニケーションをとり、周囲の大人が手助けをすることが重要です。

「もしかしたら・・・」と思ったら、迷わず警察等へ連絡してください。

### ～ 児童虐待とは ～

- ・ 身体的虐待・・・殴る、蹴る、激しくゆさぶる など
- ・ 性的虐待・・・子どもへの性的行為、性的行為を見せる など
- ・ ネグレクト・・・家に閉じ込める、食事を与えない、車内放置、病院に連れて行かない など
- ・ 心理的虐待・・・言葉による脅し、兄弟間差別、子どもの前での喧嘩や暴力 など

- ・ 子どもの「表情」「しぐさ」「服装」など、子どもの変化を見逃さないようにしましょう。

例：ケガをしている。いつも同じ服を着ていて汚れている。

大人の怒鳴る声がして、子どもが泣いている。子どもの面倒を見ていない。

- ・ 虐待以外にも、子どもの悩みや心配事は色々な種類があり、また親しい人だからこそ話せないこともあります。子どもたち自身が相談できる窓口も教えてあげましょう。

～非行少年を生まない社会づくりを推進中!!～

家庭、地域社会の絆で少年を非行や被害から守りましょう。

# 防犯ボランティア活動

## (1) 県内の防犯ボランティア

防犯ボランティア団体は、町内会や企業、PTA等で結成され、防犯パトロールや子ども見守り活動、防犯教室、防犯診断、防犯広報等を通じて、地域の安全確保に取り組んでいます。県内では、現在221団体、約9,400人の皆さんに防犯ボランティア活動をしていただいております。

### ～防犯ボランティア活動の内容～

防犯パトロールや防犯教室、防犯診断、防犯広報、危険箇所の点検など、その活動は様々ですが、

- ① PTA、老人クラブ等や青パト団体による子ども見守り活動
- ② 犬の散歩を兼ねたわんわんパトロール
- ③ 自転車の前カゴにパトロール中のプレート等を取り付けて走行する防犯パトロール
- ④ 防犯腕章を巻いて買い物をする万引き防止パトロール

など、誰もが気軽に参加できる活動をしています。

はじめから完璧なものを求めると長続きしません。活動の主役となる地域の方々の生活スタイルに合わせた参加しやすい活動内容を心がけましょう。



## (2) 広げよう安全・安心の輪

防犯ボランティア活動が活発で「あいさつ」が飛び交うなど、住民間でのコミュニケーションがしっかりしている地域には、犯罪者は寄りつきません。泥棒などの犯罪者に犯行を諦めた理由を確認すると、「近所の人に声をかけられた」という意見がありました。

犯罪者は現場の下見をし、その際に地域の人から声をかけられるのを嫌います。

なぜなら、「顔を見られている。顔を覚えられた。」と警戒するからです。

防犯ボランティアの皆さんによる積極的なあいさつや声かけが安全・安心の輪を広げることとなり、地域の犯罪抑止力の向上につながります。



## 子ども安全リーダーの委嘱及び活動

小学校の通学路、子どもが遊ぶ公園その他の場所における声かけ事案及びわいせつ事案等から子どもを守り、安全な通学ができるよう、警察署管内の小学校学区ごとに、おおむね5名の「子ども安全リーダー」を委嘱しています。

活動の内容は、リーダーが、交番・駐在所との連携のもと、地域ボランティアと協働して、

- 地域安全の日（毎月20日）を中心とした通学路等の安全パトロール
- 学校110番の家などへの立ち寄りと情報交換
- 不審者、不審車両に関する情報の警察署、交番・駐在所への通報
- 通学路等に設置されている防犯灯等の安全施設の点検と改善要請
- パトロール中における子どもへの安全通学指導
- 地域住民への活動内容の周知並びに理解及び協力の確保
- その他安全活動

を行っています。

子ども110番の家とともに、安全通学への効果などが期待されています。

## 子ども110番の家の設置

全国的に子どもを対象にした凶悪事件の発生が後を絶ちません。

本県でも、悲惨な結果につながりかねない、子どもを対象とした声かけ事案などが発生しています。

このため、地域ぐるみで子どもを守ろうと、ボランティア活動の一環として、万が一、子ども等が被害に遭いそうなとき、助けを求めて駆け込める避難場所を設けて被害を未然に防止し、さらに地域における防犯意識の高揚を図ることを目的として、各市町で子ども110番の家の設置の取組が広がっています。



## ～ 防犯アプリへの登録 ～

滋賀県警察では、県内における事件・事故の発生、対策情報などを

**防犯アプリ「ぼけっとポリス しが」**

**(<https://store.police.shiga.dsvc.jp/index.html?type=2>)**

タイムリーに発信しています。

防犯情報をいち早く知っていただき、地域への情報発信や防犯活動に生かしていただくため、防犯アプリの登録をお願いしています。

登録方法については、二次元コードを読み込み、アプリをインストールしてください。



## ～ 防犯情報 ～

その他にも、滋賀県警察では皆さんの安全な暮らしを守る最新の防犯情報

**「SHIGA ポリス NEWS」**を随時発信しています。

県内で発生している犯罪や防犯対策を分かりやすく掲載しています。

滋賀県警のホームページの

**「SHIGA ポリス NEWS」**

**(<https://www.pref.shiga.lg.jp/police/>)**

をご覧ください。



# 相談機関等一覧表

相談等の内容	相談機関等	電話番号
防犯器具、防犯対策の相談や 風俗環境の浄化に関する相談	(公社) 滋賀県防犯協会	077-525-6529
事件、事故等が発生したとき	警察	110
火災、救急の場合は	消防	119
警察への相談や要望が あるとき	県民の声110番	077-525-0110 #9110
犯罪被害者相談	おうみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103
	犯罪被害者サポートテレホン	077-521-8341
夫、パートナー等からの 暴力(DV)に関する相談	配偶者暴力相談支援センター	077-564-7867
	中央子ども家庭相談センター	077-564-7867
	彦根子ども家庭相談センター	0748-36-1201
	男女共同参画センター	0748-37-8739
児童虐待に関する相談	児童相談所全国共通ダイヤル	189
子どもに関するあらゆる相談 (いじめ、不登校、非行、虐待、 育児相談など)	滋賀県子ども・子育て応援センター	077-524-2030 児童生徒専用電話 (24時間) 0570-078310
子どもと女性に関する あらゆる相談(教育、健康、 家庭、問題行動悩み等)	中央子ども家庭相談センター	077-562-1121
	彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741
	日野子ども家庭相談センター	0748-36-1202
	大津・高島子ども安全相談センター	077-548-7768
暴力団からの被害や関わりで 困っている等の相談	(公財) 滋賀県暴力団追放推進センター	077-525-8930
	暴力団追放ホットライン	077-527-2140
道路交通情報を知りたいとき	(財) 日本道路交通情報センター滋賀情報	050-3369-6625
交通事故に関する相談	交通事故相談所大津本所	077-528-3425
	交通事故相談所彦根支所	0749-27-2230
消費生活の相談	滋賀県消費生活センター	0749-23-0999
無料法律相談(予約制)	県庁県民相談室	077-528-3046 (予約電話)





## 地域安全活動の手引き

令和7年4月発行

滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課

☎077-522-1231（代表）

団体名	電話番号
防犯自治会	
警察署	
交番・駐在所	